

三重県立松阪あゆみ特別支援学校学則

第1章 総則

【名称】

第1条 この学校は、三重県立松阪あゆみ特別支援学校と称する。

【目的】

第2条 この学校は、学校教育法に基づき、知的障がい者に対してその特性を踏まえ、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせて社会の一員として生きていくために必要な知識技能の修得を図ることを目的とする。

2 この学校は、前項の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校等の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行う。

【位置】

第3条 この学校の位置は、三重県松阪市久保町1846番地195とする。

【部の設置】

第4条 この学校に、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところにより、小学部、中学部及び高等部を置く。

2 高等部に設置するコースは、普通科生活自立コース及び普通科社会自立コースとする。

【修業年限】

第5条 この学校の修業年限は、小学部にあっては6年、中学部にあっては3年、高等部にあっては3年とする。

第2章 学年、学期、休業日等

【学年】

第6条 この学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【学期】

第7条 この学校の学期は、学年を分けて、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

【休業日】

第8条 この学校の休業日は、次のとおりとする。ただし、4号から7号については前年度に定めるものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日
- (5) 夏季休業日

- (6) 冬季休業日
- (7) 学年末休業日
- (8) その他教育委員会が必要と認める日
- (9) 校長が特に必要と認め、教育委員会が承認した日

【振替授業】

第9条 校長は、学校祭、保護者授業参観等恒例の学校行事を行う場合その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

【臨時休業】

第10条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び教科書等

【教育課程】

第11条 この学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の基準により、校長が編成する。

【教科書等】

第12条 この学校で使用する教科書は、教育委員会が採択したもののうちから校長が選定する。

2 この学校において教科書以外の教材を使用する場合は、校長が選定する。

第4章 修了及び卒業の認定等

【修了等の認定】

第13条 校長は、各学年の所定の教育課程の修了を認定し、又は卒業を認定するに当たっては、児童又は生徒の平素の成績を評価してこれを行う。

【卒業証書の授与】

第14条 校長は、小学部、中学部又は高等部の所定の教育課程を修了したと認めた児童又は生徒には、卒業証書を授与する。

【原級留め置き】

第15条 校長は、高等部の生徒のうち当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者で教育上必要がある場合は、その者を原級に留め置くことがある。

第5章 入学、編入学、転入学

【入学資格】

第16条 この学校に入学することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定める程度に知的障がい等を有する者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 小学部 年齢満6歳に達した者
- (2) 中学部 小学校、特別支援学校の小学部若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 高等部 中学校、特別支援学校の中学部若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

【入学の志願】

第17条 この学校に入学を志願する者は、教育相談を受けなければならない。

- 2 この学校の高等部に入学を志願する者は、入学願書に住民票の抄本を添えて校長に提出しなければならない。

【募集及び選考】

第18条 この学校の高等部に入学しようとする者の募集及び選考に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

- 2 入学選考日に無届けのまま欠席した場合は、受験資格を認めないことがある。

【入学許可】

第19条 この学校の高等部への入学は、校長が許可する。

- 2 校長は、入学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他の不正行為により入学の許可を受けた場合
- (2) 入学式の日が無届けのまま入学手続きをしなかった場合
- (3) 入学式の日から無届けのまま3日以上欠席した場合

【入学手続】

第20条 前条の規定により入学を許可された者は、誓約書を提出しなければならない。

【保護者及び保証人】

第21条 児童又は生徒の保護者は、その親権を行う者又は後見人とする。ただし、やむを得ない場合は、成年者であって一家の生計を営む者をもって、これにかえることができる。

- 2 高等部の生徒のうち在学中に成人となったときは、その親権を行ってきた者又は後見人であった者を保護者という。
- 3 保護者が県外に住むとき、その他特別の事情のあるときは、学校所在地又はその付近に居住する成年者であって一家の生計を営む者を保証人とし、保証人届を提出しなければならない。

【編入学】

第22条 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、当該猶予の期間が経過又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、その者の年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入するものとする。

- 2 高等部にあっては、編入学を認められない。

【転入】

第23条 校長は、高等部に転入を希望する者がいるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入を許可することができる。

- 2 転入を希望する者は、転入願に所定の書類を添えて校長に提出し、教育相談及び検査選考を受けたうえで、その許可を受けなければならない。
- 3 再転入を希望する者は、転入願に所定の書類を添えて校長に提出し、その許可を受け

なければならない。

第6章 転出、退学、欠席等

【転出】

第24条 この学校の高等部に在学する者が他の特別支援学校の高等部に転出を希望するときは、保護者連署によるその理由を詳記した転出願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

【退学】

第25条 この学校の高等部に在学する者が退学をしようとするときは、保護者連署による理由を詳記した退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、性行不良を重ねる者又は正当な理由なく長期にわたり出校しない者に対しては、前項による退学願の提出がなくても、退学に処することができる。

【休学】

第26条 この学校の高等部に在学する者が、病気その他やむを得ない理由により引き続き90日以上欠席する見込みの場合は、校長の許可を受けて、1年以内の期間休学することができる。

2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書等その理由を証する書類及び保護者連署による休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 休学の期間が1年に達し、なお復学できないときは、退学願の提出がなくても退学とする。ただし、校長が必要と認めるときはその期間を延長することができる。

【復学】

第27条 休学中の者が、休学の理由が消滅したことにより又は休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

【欠席】

第28条 この学校に在籍する者が、傷病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、保護者は、その旨を校長に届けなければならない。

【出席停止】

第29条 校長は、この学校に在籍する者が感染症にかかり、又はその恐れがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

【忌引】

第30条 校長は、この学校に在籍する者の親族の死亡により忌引の願い出があったときは、これを許可することができる。

【コース変更】

第31条 この学校の高等部に在学する者がコース変更を希望するときは、保護者連署によるその理由を詳記したコース変更願を校長に提出し、教育相談及び検査選考を受けたうえで、その許可を受けなければならない。

2 年度途中のコース変更は認められない。

【名前又は住所の変更】

第32条 保護者は、この学校に在籍する者の名前又は住所に変更があったときは、速やかに変更届を校長に提出しなければならない。

2 保護者の変更又はその名前若しくは住所に変更があったときは、速やかに変更届を校長に提出しなければならない。

第7章 賞罰

【表彰】

第33条 校長は、教育上必要があると認めるときは、この学校に在籍する者を表彰することができる。

【懲戒】

第34条 この学校の懲戒は、校長が別に定めるところによる。

第8章 職員組織、方針、規程、計画等

【職員組織】

第35条 この学校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

【方針、規定、計画等】

第36条 この学校の方針、規程及び計画等は、校長が別に定めるところによる。

第9章 授業料等

【授業料等】

第37条 この学校は、高等部の入学検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

附則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

この学則は、令和3年1月1日から施行する。